

社会政策論の方法

——大陽寺順一『社会政策論の歴史と現在』（一九九七年）の刊行によせて——

山田高生

I はじめに

本年九月に、故大陽寺（菅）順一・一橋大学名誉教授の論文集『社会政策論の歴史と現在』が刊行された。本書は、一九九五年五月五日に急逝された大陽寺先生の生前の諸論文を、先生の教えをうけた弟子たちが新たに編集し一書として刊行したものである。以下の小論は、本書の内容を紹介するとともに、そのなから先生がわれわれに遺された今日的課題を導き出すことを目的としている。

大陽寺先生の業績は、一九五二年（昭和二七年）五月に、書評「ルードヴィヒ・ブレラア『ヴァイマル共和国における社会政策』」が『二橋論叢』第二七巻第五号に発表されたのを皮切りに、五〇年代の半ば頃から当時経済学者の間で争われていたマルクス経済学の理論的問題である「窮乏化論争」に参加される一方で、先生の社会政策研究者としての出発点を規定した大河内社会政策論と「社会政策本質論争」にたいし理論的検討を試みた

論文群を発表され、新進気鋭の若手研究者として世人の注目を集めた。六〇年代に入ると、恩師・井藤半彌一橋大学名誉教授の退官記念論文集『社会政策の基本問題』（千倉書房 一九六〇年）に発表された力作「プロイセン初期工場法成立史論」をはじめとする歴史研究の分野で成果を生み出すと同時に、アメリカ社会の雇用問題や失業保険についての研究、西ドイツの社会保障改革に関する論文などご研究の幅を一挙に広げられた。七〇年代は、それまで蓄積されてこられた戦前のわが国の社会政策史に関する研究を開花させ、池田浩太郎教授との共著に分担執筆された。Junichi Taiyoji, *Die geistigen Grundlagen der industriellen Entwicklung in Japan*, in: Kotaro Ikeda, Yoshitaro Kato, Junichi Taiyoji, *Die industrielle Entwicklung in Japan unter besonderer Berücksichtigung seiner Wirtschafts- und Finanzpolitik, Schriftreihe zur Industrie- und Entwicklungspolitik*, Bd. 1, Hrsg. v. Fritz Voigt, Duncker & Humblot / Berlin 1970, S. 167-228. 八〇年代には、戦後西ドイツのゲゼルシャフトspolitikの研究、および第一次オイル・ショック後にわが国にも新しく登場してきた総合社会政策論にたいする批判を展開された。

また、大陽寺先生は、一九五〇（昭和二五）年七月に戦後の社会政策学会が復活した当初より会員として参加された。以来亡くなるまでの四五年間、熱心な会員であり続けたし、とくに昭和五一年六月から五三年五月まで学会代表幹事を務められた。この意味で先生の全生涯は、ほとんど社会政策研究のために捧げられたと言っても過言ではない。大陽寺先生は折に触れて母校である一橋大学の講座「社会政策」の学問的系譜についても筆を取られた。

以上のごとく、大陽寺先生の業績は多岐にわたるが、本書には大陽寺先生が生涯をかけて追求された主題を中

心にして、次の三つの論文群が収録されている。すなわち、第一は戦後社会政策本質論争に関連する論文群。第二はドイツ社会政策の歴史に関する研究成果。そして第三は、戦後西ドイツのゲゼルシャフツポリティーク論とわが国の総合社会政策論に対する批判論文と、最終論文には大河内一男教授の古典的名著「獨逸社会政策思想史」の再編成を提唱した論文が掲載されている。本書は、これに従って三部構成がとられている。

ところで、本年はわが国の社会政策学会創立百周年にあたり、また、戦後の社会政策本質論争からも半世紀を経過した現時点において、敢えて本書の出版に踏み切ったのは、なによりもまず先生の業績のうち、とりわけ社会政策論の方法にかかわる諸論文を一書にまとめておくことによつて、せめて先生の論文の主要部分なりとも古い雑誌のなかに埋れさせてはならないと考えたからであつた。この五〇年の間にわが国の社会政策をめぐる状況は大きく変化したが、わが国の社会政策論の展開とともに生き、格闘してこられた先生の学問の軌跡をたどりつゝ、先生によつて提起され、今日なお未解決のままにわれわれに遺されている問題を明らかにしておくことは、これからの社会政策論の発展にとつて大いに意義のあることだと思われるのである。

そこで以下では、本書の順序とは若干異なつて、戦後社会政策本質論争第一期（一九四九—五五年）にかかわつて書かれた第Ⅰ論文「社会政策の主体と総資本の立場」と第Ⅱ論文「社会政策本質論争の現段階」と第Ⅳ論文「プロイセン初期工場法成立史論」を一つのまとまりとし、次に本質論争の休止期（一九五五—六五年）から第二期（一九六五—七五年）にかけて書かれた第Ⅴ論文「オット・フォン・ビスマルク」と第Ⅲ論文「社会政策論における原理論と国家論」を取り上げ、そして最後に、本書の第三部の総合社会政策の批判をまとめて論述したいと思ふ。

なお、本文中の(一)内ページ数は、本書のページ数を表わしている。

(1) 本書の末尾に掲載されている「大陽寺(菅)教授 研究業績」(三一六―二〇ページ)と大陽寺順一「私の履歴書」

(津田真激・山田高生編者「社会政策の思想と歴史―大陽寺順一教授還暦記念論文集―」千倉書房、一九八五年、

四五七―六〇ページ)を参照。

Ⅱ 大河内社会政策論の検討

(1) 社会政策の主体と政策意図

本書第1論文の「社会政策の主体と総資本の立場」(一九五五年)は、その表題からうかがえるように、大河内社会政策論における「総資本」概念の検討であり、大陽寺先生はこの論文によって、当時わが国の社会政策学会のなかで激しく争わされていた社会政策本質論争に参加されたのであった。

先生は、「大河内」教授による総資本の概念は社会政策の資本制的本質をとらえるための画期的意義をもつものとして高い評価を与える一方で、「社会政策の主体的意図を資本制社会に内在的な社会諸階級の要求から一貫して基礎づけるための武器としては、なお再検討をくわえられねばならぬもののように思われる」(五ページ)と述べておられる。ここから先生ご自身、大河内理論批判の立脚点を当時の大河内理論の批判者たちのいわゆる「社会的必然性」論に置いているように見えるが、しかし実は、先生の狙いは大河内理論の批判者も「当面の問題である総資本概念が無批判的に伝承されていた」(五ページ)という状況を考慮して、「総資本」概念の検討を

開始したところにあつた。本質論争へのこのような切り口に、論争のなかでの大陽寺先生の独自の位置が窺われるのではないかと思われる。では、社会政策の主体規定としての「総資本」概念についての大陽寺先生の批判は、どのようなものだったのだろうか。

まず先生は、「総資本」概念をマルクスの同じ概念と対比しつつ、マルクスにおいては「総資本」という名詞それ自体が、個別資本や個々の資本構成部分のたんなる量的総和にすぎず、決して個別資本と質的に区別されるものではないこと」(二〇一ページ)を指摘し、大河内理論における「総資本」概念の抽象性を問題とする。この点に関する大陽寺先生の批判の視点は、論理的レベルからのもので、個別資本と総資本との対立に関して、前者はあくまでも歴史的、具体的な個別資本であるのにないとして、後者は可視的、現実的な姿で存在しえない観念的な抽象物であるというその論理的不整合性にかかわる問題を指摘する。そしてここから、資本制社会政策の主体は「抽象的な擬制」からとらえるべきでないことが主張された。それは、歴史的、具体的な国家権力の担い手からとらえられるべきであり、「その現実的な担い手とは、純粹の資本制生産関係と、その政治的表現である典型的な資本制国家を前提とするならば、一応特定の個別資本家やその社会的集団、あるいは階級としての総資本家などの歴史的存在に、もとめうるはずである。」(二一四ページ)

次に、大陽寺先生の次の批判は、大河内教授が個別資本の短期的視野からの利潤追求にたいし、総資本は資本主義経済制度そのものの合理的な自己保存への要請を、少なくとも政策主体の「意図」としてもつものとして捉えている点に向けられている。この点についても、先生は、「ヴェーバーにおける資本主義の合理的精神は、資本制経済制度それ自体の合理性や、その制度を合理化する政策的意図とは全く無関係なものであつた」(二八ペー

ジ)ことを指摘した。

このように、大陽寺先生はマルクスとヴェーバーのそれぞれの概念と対比することによって大河内理論の「総資本」概念の問題点を抽出したが、しかしその後の議論の展開を見ると、これは、それらの偉大な社会科学の先達の名を借りて「総資本」概念の批判を正当化しようとしたからではない。また、大河内理論における個別資本と総資本概念の論理的不整合性についての批判は、論争のなかで他の論者によっても指摘されていたところであつて、かならずしも大陽寺先生に固有なものとは言えない。むしろ大陽寺先生の批判の独自性は、政策主体の「意図」や「目的」と政策のもたらす「効果」や「機能」との関係如何という社会科学上の基本問題に目を向ける手がかりをつかもうとしたところにあつたのではないかと思われる。大河内理論では、社会政策の主体である「総資本」はその合理的「意図」のもとに生産要素たる労働力の保全と培養にあたるとされたが、しかしその社会的な「結果」は労働階級を肉体的、精神的に強化し、反体制的なエネルギーが蓄積されるということになる。そしてこれは、いわば社会政策の「思われざる結果」であると説明される。言いかえれば、社会政策は本来「総資本」という主体の「思われた意味」にしたがつて展開されるものであり、その意味で「思われざる結果」を生み出すことがある限り、政策主体の「意図」と政策の「結果」とは全然別個のものでなければならぬのである。しかしながら、大河内教授はこのように政策主体の意図と結果の区別を認識されていたにもかかわらず、「総資本」の立場はかならずしもかかる科学的認識をもって貫かれてはいないのではないか、というのが大陽寺先生にとっての根本的な問題であつた。そして先生によれば、「これにかんする反省は、総資本の立場がいかなる現実的主体によつてになされるか、を再考することからあたえられるであらう。」(二八ページ)まさしくこの点にこ

そ、「総資本の立場とは観念的に想定された擬制にすぎないという欠陥が、明白に露呈されてくる」点である、と批判される。大河内教授の論法で言えば、社会政策を推進する現実の主体が誰であろうと、その主体的意図がいかなるものであろうと、ともかく何らかの具体的執行者によって社会政策が立法化されさえすれば、そこに「総資本の立場が具体的に実施にうつされる」ものと解釈せざるを得ないわけである。したがって、「そこでは政策主体の意図と政策の効果とが完全に混同されているばかりでなく、総資本という不可視的な抽象物は、政策意図よりも政策効果としてのみ、現実化されるにすぎなくなるのである。しかし、このような結果論として出てくる総資本の立場なるものを、そもそも社会政策の主体とみることは不可能であろう。」(三一―二ページ)かくて、社会政策の本質論は何よりも政策の目的や意図からのみ規定されるべきものであり、本質論のなかに政策の効果や機能をふくむことは、あくまでも退けられねばならないというのが、大陽寺先生のことでの結論であった。

以上について私なりの感想を述べておくと、たしかに大陽寺先生の政策方法論の議論は、重要なポイントをついているばかりでなく納得できるものであるが、しかし議論の焦点が「総資本」概念に含まれる政策意図と結果の混同に対する批判ということにあつたためか、大陽寺先生の結論は政策意図と結果を峻別し、社会政策の本質は政策意図論からアプローチすべきだということになった。しかし私が見るところ、意図と結果の峻別はどうしても必要なことだが、同時に両者を区別する以上、意図と結果を媒介するものとして手段の選択と効果測定についての議論を踏まえた上での意図論でなければ、政策方法論としては不十分ではないかと思われる。政策手段の選択とその効果測定を考慮に入れた政策意図論、つまりこの場合には、当初の政策意図そのものの変更もありうるのだが、そのような政策意図論が構築される時はじめて、特定の政策意図に対する内在的批判が可能となるの

ではないかと思う。おそらく、大陽寺先生ご自身もこのことに十分気がついておられたのではないかと思われるが、ただこの議論が本質論争そのものの性格によって規定されていたため、政策意図と結果の峻別というレベルに止まらざるを得なかったのではないだろうか。本質規定をめぐる論争は、何を社会政策の本質と考えるかをめぐって研究者の価値観やイデオロギーのすべてを投入して争われたわけだから、いわば「価値合理的」な性格の議論が展開されたのであって、そこでの批判の視点が固定されているため、議論の激しさ、厳しさと引き替えに政策論の内在的批判は不可能になり、議論は平行線のまま終息せざるを得なくなったのではないかと考えられるのである。政策意図、手段測定、効果測定、そして政策意図の内在的批判という手法をどのように政策科学として確立するかという問題が課題として残されたと思う。

(2) 社会政策の三つの発展段階

大河内教授が社会政策の概念を「総資本」による「労働力」政策と規定したことにより、この概念をめぐる多くの議論が争われたが、ここでは「労働力」概念そのものについての詮議よりも、むしろ大河内教授が提示した「労働力」政策の三つの類型もしくは発展段階を取り上げることにはしたい。なぜなら、このようなアプローチの方が、前述の「総資本」概念との関連で「労働力」概念の問題性を取り上げようとする大陽寺先生の批判点を明示することができると思われるからである。

第一の型は労働力の調達と創出策であり、歴史的にはイギリスにおける一五世紀末から一八世紀後半の産業革命にいたる段階の浮浪人取締法、救貧法、徒弟条例などの社会立法を念頭におくものであった。問題は、これら

の社会立法政策を成立せしめた近代国家の政策的意図とは如何なるものであつたかということだが、大河内理論では、それらの立法は、自由な賃労働の一定量をはじめて創出する暴力的かつ非合理的行為として規定されるのに対し、大陽寺先生は「ここでは、初期資本主義のもとにおける労働力の本源的蓄積のための諸政策は、少なくとも総資本の労働力にたいする合理的精神を代表したものは言えないことが自認されているのである。この段階では、個別資本の非合理的な本能に対立すべき総資本の理性は、政策主体の意図では背景に後退し、逆に近代国家は個別資本の「あらわな意図」を鮮明に代弁しているものとみられているのである。したがって、社会政策の主体を個別資本に対立する総資本と規定することは、まず初期資本主義には妥当しえないものとなるであろう」(四二ページ)と批判される。「総資本」概念に問題があることはすでに明らかであつたが、しかし実は、先生にとって問題はその先にあつた。すなわち、初期資本主義下における貧民・徒弟・職人の諸条例は、あくまで資本と労働の本源的蓄積を強行しようとする「残虐立法」であり、このような「鞭」の手段まで社会政策概念に包括することは、労働力保全策としての社会政策を「労働力政策一般」へ不当に拡大解釈することにならないか、という大河内理論の批判者たちからの批判は、大陽寺先生の方法論的議論を新しい地平に導くものであつた。これに対する先生の立場は次の言葉から明らかである。「むしろ、資本制国家の社会政策は一般的に飴と鞭の両極的手段をとらない、それが時に応じて保護的色彩のこい政策手段に力点をおいたり、収奪的手段をもって対処したりするとみるべきではなからうか。……そのさいとられる個別的な社会政策立法が、飴と鞭のいずれかの政策手段にかたむくかを決定するものは、やはり右の存立条件の難易であり、飴と鞭のどちらかの手段が資本制生産力と生産関係の維持にとつて、経済的に安価であり、政治的に安泰であるか、を資本制国家が選択するのではな

かろうか。」(六四ページ)この点について、最近の社会政策概念の範囲が社会保障と社会福祉にまで拡大される傾向にある時、このような政策手段の両面的把握の意味をあらためて考えてみる必要があると思う。

第二の型は、労働力の保全策である。この第二の型の社会政策論は、言うまでもなく、マルクス『資本論』第一巻のイギリス工場法史の叙述を導きの星として体系化されたものであった。これについても、大陽寺先生は、「そこでは社会政策論は、たんに直接生産過程にかかわる労働条件の維持改善手段をつつみうるにすぎず、……そこには、すでに指摘した鞭の手段や資本の流通過程をめぐる政策手段を社会政策概念につつみこむことができないう限界があった。」「初期資本主義下の労働力調達政策、ファシズム下の労働力動員、配置政策も、まさしく資本の流通過程に対応する労働市場政策であった。資本の流通過程と総循環の維持に関連をもつ社会政策は、労働者階級の抗争にうながされると否とを問わず、広大な活動領域をもちつづけてきた。かかる政策手段は、社会政策の給の手段と階級闘争の産物だから説明する立場には包括しえないものである」(六四―五ページ)と述べている。

第三の型は、組織労働力の掌握策であるが、周知のごとく、ここでの問題は、生産力の担い手である客体的存在としての「労働力」と、生産関係を構成する主体的存在としての「労働者」との二重の契機を如何に統一的に把握するかという問題であった。大陽寺先生も、他の大河内理論の批判者と同様に、「労働「者」的側面は、大河内理論のすぐれた所産である労働「力」的側面とともに、やはり社会政策の対象規定のうちに編入しなおされねばならないであろう」(五四―五ページ)と述べているが、しかし「この課題にたいする解答は、十年余の本質論争をへた現段階でも決して用意されてはいない」(五五ページ)として残されたままこの議論は終わっている。

大陽寺先生は、隅谷理論における労働力と労働者を統合した概念として「賃労働」についても言及しているが、ここでは触れない。⁽¹⁾

最後に、社会政策の対象をめぐるもう一つの論争点として、政策対象を賃労働者以外の新中間層や低所得貧困諸階層にまで拡大すべきか否かの問題がある。これは当初はそれほど大きな議論になったわけではないが、その後の社会政策論の重要な問題領域を構成することになった点である。大陽寺先生も、「現代資本主義の消長とともに、オートメーションによる労働者・職員階層の構成変化、いわゆる「大衆社会」論の存立基盤の成熟など」を視野に入れるならば、「社会政策論はいつまでも十九世紀的な伝統や通念にとらわれ、賃労働を主導的な政策対象とだけ考えていけばよいのか、あるいはかつて社会政策論の領域外に排除した国家扶助や社会事業の適用対象を、積極的に社会政策の領域に編入する理論的努力をはらうべき」ではないかと述べて、社会政策の理論は、政策手段として給の領域ばかりでなく鞭の領域も、生産過程ばかりでなく流通過程をめぐる諸政策も包括すると同時に、政策対象としての「労働力」ばかりでなく「労働者」も、またそれ以外の諸階層をも編入する理論の構築に向かうべきことを自己の課題として設定された。

(1) 大陽寺順一「社会政策論の歴史と現在」千倉書房、一九九七年、五五―六ページ。

(3) 「プロイセン初期工場法成立史論」

本書の第IV論文「プロイセン初期工場法成立史論（一九六〇年）は、大陽寺先生の最初の歴史研究の論文であ

り、プロイセン工場法史にかんするアントンの古典的名著が東ドイツのビュルターによって再版された改訂が出版されたのをきっかけにして書かれたものである。⁽¹⁾このアントンの書物は、一八三九年のプロイセン最初の工場法が成立するまでの長期間にわたる「前史」の実証分析を行った研究書だが、大陽寺先生のこの書物への問題関心は、わが国の社会政策本質論争に登場した代表的な政策意図論を検証することにあつたと思われる。そのために、大陽寺先生は再版に新たに掲載されたビュルターの序文と注釈をとり上げ、そこにかがえる東ドイツ的分析視角をわが国の社会政策本質論争に対応させるという手法をとっている。そこで、ビュルターのプロイセン初期工場法の成立契機を整理すると次の三つになる。

第一の成立契機は、資本の経済内的な要請であり、「資本が絶対的剰余価値の生産方法より相対的剰余価値の生産方法へ移行する必然性に求められる。」(二〇ページ)この第一の契機は、大河内理論の「労働力保全」の「経済的必然性」に対応している。ただし「大河内理論は、工場法の必然性を説明するために、抽象的・観念的・理性的な「総資本」のフィクションによるという欠陥をもっていたが、これにくらべてビュルター理論は現実的・具体的な資本そのものが、剰余価値の外延的搾取より内包的搾取へ移行する必然性から工場法を把握しており、労働者保護の生産力説を「一歩前進」させた、と評価されている。しかし第一の資本の経済的意図については「クチンスキーに代表される東ドイツの実証的帰結をかりていえば、資本が外延的搾取より内包的搾取へ生産方法を転換するのは、ドイツでは少なくとも一八五七年の恐慌以後、とくに一八六〇年代に入ってからのことである。当面の対象となる一八三九年令や一八五三年法は、いずれも資本の搾取方法の全般的变化以前にあらわれた工場法にはかならない。ここで初期工場法の背景として取り扱われるべき一八三〇、四〇、五〇年代は、いよい

よ外延的搾取の強化されていく時期である。したがって、ピュルター理論は工場法の施行と資本の生産方法変化との時期的な食い違いをもっている。……さしあたりプロイセン工場法にこの理論を援用するのは不適當である」(一二三ページ)と批判される。

第二の成立契機は、下からの労働者階級の圧力である。「プロイセン初期工場法の実施は労働者階級の資本主義的搾取への闘争にたいして、ブルジョワジーのいだいた恐怖によって、促進されることになった。」(一一一ページ)この労働者階級の闘争という第二の成立契機は、大河内理論に対する批判者たちが、ニュアンスの差をふくみながらもひとしく力説した「社会的必然性」にかかわる点であった。つまり、プロイセン初期工場法の東ドイツ的解釈を手がかりにすることは、まさにわが国の社会政策本質論争の分析視角をもって、プロイセンの史実へ接近を試みることになるわけである。しかしこの第二の契機については、フリードリッヒ・ヴェイルヘルム三世治下に、絶対主義的な国家権力に脅威をあたえた社会運動は、「労働者階級のブルジョアジーにたいする階級闘争ではなくて、半封建的な絶対主義体制にたいする自由主義と民族的統一の運動であり、それにもかかわらずこの市民的運動を工場法論に適用して、一九三九年令を下からのプロレタリアートの闘争に関連させることはできない。」(一二九ページ)少なくともプロイセン一八三九年令の成立契機として、近代的なプロレタリアートの下からの階級闘争がブルジョアジーへの譲歩を余儀なくさせるといふ契機を力説することは不当である、と主張された。(一二三ページ)

第三の契機は、新興のブルジョア階級と封建的支配層との階級対立。「政策主体に即していえば、資本の生産力ならびに生産関係維持の意図と、封建的土地貴族の社会保守主義的な意図という二大支配階級の政策意図」で

ある。(一一二ページ)この点について、大陽寺先生は、東ドイツの解釈は「資本主義社会に典型的な社会政策論の一般的規定だけでは割り切れないプロイセン的特殊事情をも、あわせ見逃してはいない」ことを指摘している。そして「土地貴族の利害と結合したプロイセンの官僚層と軍閥が、十九世紀前半における児童労働保護立法の主要な推進力であった。すなわち、一八一七年の端緒形成より一八三九の制度化にいたるまで、長期間の陣痛をへて生みおとされたプロイセン最初の工場法は、イギリス初期工場法のごとき自由主義的な議会の所産ではなくて、「官僚主義的・絶対主義的政府の内部から生まれ出た」ものといつてよい。」(一三八ページ)「プロイセン国家権力の担い手が初期工場法を促進させた政策意図のうちには、土地貴族が新興のブルジョアジーに産業負担を課することによって、新興勢力の富と権力を抑制しようとする保守的な意図が含まれていた、とみなすビュルター理論は、この成立契機にかんするかぎり現実的な妥当性をもっていた」(一三九ページ)と評価された。

このほかに、大陽寺先生は、特殊の成立契機として、軍事的契機、教育的契機、人道主義的契機、社会衛生的契機を挙げているが(一四八―一五二ページ)、いずれにせよ、以上のごとくプロイセン初期工場法成立史にかんする研究からは、社会政策本質論におけるような資本制社会に典型的な必然性は読みとることができず、むしろ、すぐれて歴史的特殊性を表現する成立契機のみが帰結されることになった。では、大陽寺先生は、日本の本質論争の所産である経済的契機と社会的契機に対してプロイセン初期工場法におけるような特殊な成立契機が存在どのように説明されるのだろうか。先生は、自らの立場を「社会政策の本質分析と現象分析とが展開されるべき次元を峻別する態度に支えられて」(二五五ページ)いると説明しておられる。⁽²⁾少し長くなるが、引用しておこう。

「社会政策本質論は純粹の資本制生産関係とその政治的表現である資本制国家のもとで、剰余価値の生産と増殖

をめざす資本が、その生産過程と流通過程ならびに総過程の存立と発展のために、賃労働への政策的干渉を要請すべき必然性を、論理的に一般化しようとするものである。それは経験的な社会政策的諸現象の中から、特殊の偶然的・攪乱的な要因を捨象し、資本主義に典型的な本質的要因のみを思惟の上で極限にまで概念化したところに成立する。したがって、社会政策本質論は典型化と一般化のための仮説や前提をもち、そのかぎりにおいて抽象的・原理的な次元に立つものであって、具体的・歴史的な要因のからみ合う特定の個別的政策現象に、すべての時期と場所をつうじて直接に妥当するようなものではない。本質論はあらゆる特殊現象にはただちに貫徹しえない限界をもっている。しかし、このことは現実接近にさいして本質論がもつ意義を、全面的に否定するものではない。」(一五五―一六ページ)

大陽寺先生の以上の説明に特徴的と思われる点は、社会政策本質論を「典型化と一般化のための仮説や前提をもち、そのかぎりにおいて抽象的・原理的な次元に立つもの」という理解に立っているところにある。先生の言葉をくり返せば「それは経験的な社会政策的諸現象の中から、特殊の・偶然的・攪乱的な要因を捨象し、資本主義に典型的な本質的要因のみを思惟の上で極限にまで概念化したところに成立する。」ここから、われわれは、先生が社会政策の本質規定をヴェーバー流の理念型的に構成された概念としてとらえているということができないのではないかと思う。もしこのように言うことができるならば、問題は、これをさらに一歩突っ込んで、本質規定は、特定の個別的政策現象の特殊な要因を索出するための単なるツールにすぎない、と言えるかどうかにある。なぜならば、もし本質規定が価値合理的に概念構成されているとすると、そこから索出される特殊の・偶然的・攪乱的な要因はあくまでそのようなものとしてとどまり、歴史のなかで本質的要因とはみなされないこと

になるからである。これに対し、それが各研究者にとって「知るに値する」という意味で相対化される性質を有するならば、そこから素出される特殊的・偶然的・攪乱的な要因は、それぞれのレベルで一般化され、理念的に概念構成されることになる。このように、大陽寺先生の考えられた本質規定は、その論理的レベルで未確定部分を含むものであり、この議論についても、今後の課題としてわれわれに遺されていると思われる。

(1) Günther K. Anton, *Geschichte der preussischen Fabrikgesetzgebung bis zu ihrer Aufnahme durch die Reichsgewerbeordnung*, Leipzig 1891, *Staats- und socialwissenschaftliche Forschungen*, hrsg. von Gustav Schmoller, Bd. XI, Heft 2, neu herausgegeben u. eingeleitet von Horst Bülter, Berlin 1953.

(2) 大陽寺順一「労働者保護の本質をめぐる覚書」(一橋大学創立八十周年記念論集、上巻、一九五五年九月 勁草書房、三六九ページ以下) 参照。

III 社会政策本質論争第二期の政策主体論をめぐって

(1) 「オット・フォン・ビスマルク」

本書第V論文の「オット・フォン・ビスマルク」(一九七〇年)は、丁度、本質論争の休止期間が終了し、第二期に入ってから書かれたものである。そのため、第一期からの問題を引き継いでいる箇所と、新しく第二期の本質論争から登場してきた問題を受けとめようとしている箇所から成り立っている、いわば過度期の論文としての性格を持っている。

まず、第一期からの問題を引き継いでいる箇所について述べると、この論文の課題は、ビスマルクの社会政策、とくに一八八〇年代に世界最初の体系化をとげた社会保険制度に焦点をむけ、その政策意図を検討することになった。大陽寺先生は、従来のビスマルク社会政策の解釈、つまり、ビスマルクの一八八〇年代の社会保険は一八七八年の社会主義者取締法との不可分の関係にあり、弾圧立法Ⅱ鞭に対する緩和剤Ⅱ飴としてその本質を理解してきた通説に反論して、「疾病保険法は、社会主義者鎮圧法時代の唯一の労働運動の拠点であった任意共済金庫を官庁的な監督下におく強制金庫に変質させたのであって、疾病保険法はむしろ社会主義者取締法を補完する「鞭」としての役割を果たした」（二七八—九ページ）ことを論証された。

これに関連して、以上の飴と鞭の関係についての議論は、いずれにせよ、労働者層対支配層、地主勢力対資本勢力という社会諸階級の対抗関係から、社会保険の本質把握に進もうとする視角であり、いわば、いずれも社会政策の「社会的必然性」から把握せんとする視角であったのに対し、ビスマルク社会保険の「経済的必然性」を開拓しようとする視点は、従来のが国の研究では、大河内理論をもつても全く試みられなかったところであって、この点での研究は今後の課題であることを大陽寺先生は指摘しておられる。

以上の本質論争第一期から引き継いだ問題視角の検討に対し、新しく第二期の本質論争から登場してきた問題視角への検討に着手しているところに、この論文の特徴があったと考えられる。これにかかわる大陽寺先生の論点は、「一部のわが国社会政策論のごとく、産業資本主義下の「工場法段階」に對比して、独占資本主義下の「社会保険段階」こそが、自由主義的原理論の法則性を否定する「社会政策」そのものを、はじめて登場させたのみならず推論」（二六〇ページ）に対し、ビスマルクの「強制保険」や「国家社会主義」の内実はそれとは異なること

社会政策論の方法

を論証しようとしたところにあった。先生は、一八八一年一月一七日のヴィルヘルム一世のドイツ社会政策の詔勅によって権威づけられた一八八三年の「疾病保険法」、一八八四年の「災害保険法」、一八八九年の「老廃保険法」について順次検討を加えた結果を、次のようにまとめておられる。まず、一八八三年の疾病保険法とは、長い伝統をもつ労働者・職人の自助的な共済金庫、国家と雇主の統制下におかれた坑夫金庫、経営内福利施設としての経営疾病金庫など、既存の自助・任意組織を借用し、各金庫の給付条件も不統一なるままに、国家的監督下の保険制度に編成したものにすぎない。また、一八八四年の災害保険法にしても、一八三〇年代の鉄道災害について、あるいは一八七一年の雇主賠償責任法の実施にもなって、各種企業が自主的に連帯した雇主災害保険組合をモデルとし、雇主の自治による責任保険を遂行せしめようとしたものであるばかりでなく、かかる業種別雇主保険組合の構想にしても、ビスマルク本来の意図や理想社会像となら相反するものではなかった。さらに、一八八九年の老廃保険法でさえ、各支邦の自治にゆだねられた地域的な保険機関を運営担当者とするにとどまっている。「かくてビスマルクの三部作は、全国一律の国営強制保険を画一的に制度化した国家社会主義や、解放立法などの概念とは、およそ縁遠いものであったように思われる。」（二七八ページ）

このような大陽寺先生の批判の視角は、その後に発表された本書第三論文「社会政策論における原理論と国家論」に受け継がれていくことになる。

(2) 政策論的概念構成の問題

社会政策本質論争は決着を見ぬまま終息し、その後一九七〇年代のはじめになって社会政策の「再構成」の試

みが登場したことは、周知のとおりである。その一つの流れは、隅谷教授の労働経済論と、他の流れは宇野経済学の「段階論」に基礎をおく議論であった。前者の労働経済論の方は、賃労働概念を基軸に労働市場と労使関係に新しい分野を切り開くものであったが、反面で社会政策の主体としての国家論への関心は後景に退いた感がある。これに対し、他の流れの宇野派の方は、原理論と国家論の癒着の問題を提起することによって、政策主体の問題にかかわることになったところから、大陽寺先生の関心は宇野派の段階論に向けられていったと思われる。

宇野経済学の「段階論」に基礎をおく社会政策論の再構成が提起した問題は、伝統理論では資本制経済の原理的規定は国家論を通じてはじめて自己完結しうるのに対し、それは抽象的な次元で構成される原理論と、国家や階級闘争のごとき段階論で取り扱うべき具体的な要因とを機械的に直結しようとするものであり、抽象化のレベルを異にする両者を無反省に癒着させるといふ方法論的誤謬をおかすのではないかということであったが、この論法に従えば「原理論と国家論の直結によって資本主義のすべての発展段階に共通な社会政策の概念や特質を規定しようとする」ことは、そもそも方法論的に成立しえず、「せいぜい「資本主義の各発展段階におけるその歴史的特徴やタイプを検出する段階論以外に、存在余地を与えられぬものとなった。」(八一ページ)

この議論に対する大陽寺先生の評価は、次のようなものである。「宇野氏の原理論とは自由主義段階で近似的に発現する「純粹資本主義」の典型化であり、それは特殊段階的な規定たりえても、資本主義の全発展段階に共通する普遍的な経済学原理をあらわしうるか疑問がある。同様にその段階論にしても、重商主義や帝国主義の発展段階では国家の介入によって原理論の法則性が「不純」化されるといふ論法の所産であり、段階論とは資本主義のすべての発展段階にわたる国家干渉や政策論の説明原理となりえないおそれがある」と述べて、先生は宇野

理論に対する批判を伝統理論と共有したが、しかし他方で「この段階論的再構成論に内蔵された方法論的な問題点、すなわち抽象化の次元を異にする原理論と国家論を安易に癒着しえないことを指摘した意義は、依然として評価すべきものを含むように思われる」（八二ページ）として、一つの問題提起として受け止める姿勢を示したのであった。社会政策論とは原理論の合法性と国家の政策的介入とを媒介する論理を探索するものであるかぎり、抽象化の次元が相違する両者の統合によって構成される一般的な概念や本質とは、いかなる現実接近のレベルで論理構成され、どの程度の合法性や蓋然性を内包するものなのかを反省する必要があるが、この点で大陽寺先生は、伝統的マルクス主義派にしばしば見受けられるような「原理論と国家論との関連を、史的唯物論における土台と上部構造との「交互作用」として、簡単な言及だけで解決済み」（八二―三ページ）とみなす論法には賛同できないとした。また、段階論のもとで機械的に分離される原理論という論理的なものと国家論という歴史的なものとの関係、および土台と上部構造の関係を表現する命題として知られている「国家の形態でのブルジョア社会の総括」について、「私には「国家の形態でのブルジョア社会の総括」という表現内容については、不敏にして明白な具体的な像さえ描けない」（九一ページ）と述べておられる。この命題についての大陽寺先生の疑問については、ここでは触れないが、いづれにせよ、これをきっかけに、大陽寺先生が、他の文化領域が経済に対しても影響を与える相互制約性を主張するマックス・ヴェーバーの方法論への接近を試みたことは注目に値する。先生は「この相互制約性を承認すれば、経済とは他の文化領域と併存的な存在となり、それに応じて人間行為の起動力として、経済的要因と経済外的要因の果たす役割とが、相互連関的に重視されるようになる。このかぎりでは相互作用に関するマルクス派とヴェーバー派の相違はあるにせよ、同時にその隔たりは唯物史観解釈のいか

んによっては意外に少ないと言いうるのではないか」(九六、一〇一—二ページ)と述べておられる。

周知のとおり、ヴェーバーにおいては上部構造に「固有の法則性」が認められており、しかも、上部構造は単なる土台による機械的な被制約物ではなく、それ独自の発展法則をもつて逆に経済に反作用を及ぼすものであるとともに、その反作用の仕方にもそれぞれの上部構造に固有の法則性や類型がある。そこで大陽寺先生は、「マルクス流の交互作用論における一方的・究極的な規定性の想定から、一步ヴェーバー流の上部構造観に踏み入るならば、政策論もまた経済と政治との相互制作用のうちに、なんらかの規則性や一般的な概念を構想することが可能になるのではないか」(九七—八ページ)と自問する。こうした政策論的概念構成のさいの視座の広がり、この時期の大陽寺先生の一つの到達点であり、先生ご自身は言及されていないが、当時わが国において社会科学の学界を沸かせた「ヴェーバーとマルクス」問題の影響が認められるのではないかと思われる。

ところで、大陽寺先生の⁽²⁾見方では、「社会政策論が自然主義的な因果法則だけで基礎づけえないのは、経済学原理論と国家論との相互規定性があるからであり、それはいわゆる「目的論」的な合法則性を問うものだからである。」ヴェーバーは、ある表現や行為の意味の「客観的な理解」と人間行為の主観的動機の「主観的な解明」とを区別し、後者による人間の社会的行為の意味や動機の理解を重視した。かかる人間行為の意図や目的の把握が問題とされるところに、政策原理それ自体の展開領域があるのであり、目的と手段の範疇を適用すべき政策的行為については、因果論的連関の法則性や規則性とは異なる別個の適合的連関が解明されねばならないのである。無限な現実を有限な人間知によって思维的に認識するためには、特定の「価値関心」に基づいて現実の単に有限な一部分を科学的把握の対象にしうるだけであるから、ある目的と手段との間に「実在的」な関係を一義的

に求めることは不可能である。政策行為の意図とそれを実現する手段との関連は、必然的ではなくて適合的なものとどまらなければならぬし、その適合度も「確率性」ないし「可能性」で判断される「蓋然的」なものを示しうるにすぎない。かくて歴史的現実の諸要素を一定の「観点」のもとに理論的に析出し、目的と手段の適合的な意味連関を可能な限り極限まで概念的に昇華させたものが、政策論的な「理念型」である。

では、以上のようなヴェーバーの方法論を具体的に社会政策の概念構成に援用した場合、まず、社会政策の対象は伝統理論のように、経済学原理論を基礎とする賃労働の分析から規定されるとはかぎらず、中間層や貧困階層をも包んで、しかも社会学的・心理学的・教育学的などの他の文化科学的諸領域からも、接近されるようになるとみられる。また、政策主体の規定は経済的利益に制約された階級国家を核心とするにとどまらず、非経済的な文化諸価値をも指向した社会諸集団が、広範に登場することになる。さらに政策手段の範囲も従来のように賃労働の経済的な再生産維持策をこえて、社会諸階層の各種生活領域での事故対応策にまで拡大されるにちがいない。あるいは、政策目的にしても特定階級の共同利害のみならず、市民社会を超越する普遍的意図をも包含することにになるとともに、単なる経済的価値をこえた幾多の並列的な非経済的諸価値にも導かれることになる。しかも、これらの政策手段と政策目的の連関分析は、もはや自然科学的な因果法則や必然性によって基礎づけうるものではなく、むしろ経験法則的知識の併存性と相互の協働し合う歴史的现实の構成諸要素の多様性から、目的・手段の適合的連関はせいぜい可能性や蓋然性を示しうるにすぎないのである。こうして、大陽寺先生の社会政策方法論におけるヴェーバーへの広がりによって、先生ご自身の社会政策本質論争は最終的に、代つていよいよ西ドイツ流のゲゼルシャフトspolitik論や、イギリス流のソーシアル・ポリシー論に類

似の政策概念である「総合社会政策論」の検討が射程にはいることになるのである。

(1) 大陽寺順一、前掲書、八八ページ。

(2) 以下の議論は、同上書、九九―一〇〇ページ参照。

IV 総合社会政策論について

第二次大戦後、国際的規模で登場してきた新しい総合社会政策論にたいする大陽寺先生の立場は、ご自身の言葉によれば、「伝統的なドイツおよび日本流の狭義の社会政策論を踏まえた上で、それを同時に今日要請されつつある総合社会政策論の説明原理にまで、拡大・広義化する途を模索しようとする」(二六六ページ)ものである。先生にとつて、「資本制国家による「上から」の生産力や生産関係の維持策とみなす伝統的視座から、広義の社会政策概念を開拓する試みが、理論的な一貫性と妥当性を持つと考えられ」たからである。(二七八ページ)そこで以下では、まず大陽寺先生の西ドイツ・ゲゼルシャフツポリティーク論に対する批判を、次いで日本型総合社会政策論の批判を取り上げ、最後に、これらを統合する新しい社会政策論の構築を目指した先生の展望を紹介することにした。

(1) 西ドイツ・ゲゼルシャフツポリティーク論への疑問

戦後西ドイツの社会政策学界に新たに登場したゲゼルシャフツポリティーク論は、従来のゾチアルポリティー

ク論と対比してみると、そこには、政策対象の普遍化、政策主体の分散化、政策手段の拡大化、政策目的の無内
容化という四つの方向づけを特徴的に含んでいた。以下では、そのそれぞれについての先生の批判をまとめてお
きたいと思う。

第一の政策対象の普遍化とは、「社会全階層に対する政策」への転化を意味しているが、大陽寺先生によれば
「全国民への政策対象の拡大化は、ただちに新学派のごとく、現代社会における要保護対象の発生原因を、個人
的家計所得の生活事故による中断と、それにもなう家族の個別的困窮という分析視角からのみ、把握すべしと
いう帰結にはならない。たしかに「国民福祉政策」や「社会事業」の対象は、もはや各人本来の社会階層への帰
属性をもちや喪失し、社会的最低限の所得獲得能力をもたぬ貧困層や社会的落伍者という無差別な姿をとるにせ
よ、それら大衆的窮乏の発生原因はすぐれて資本制社会の体制的特徴、すなわち賃労働関係におかれた労働者・
職員の被用者の性格、ないし旧中間層の市場経済的淘汰などに、その根源をもつと考えられる。「この意味で、
個人や家計の視角からみた「社会全員にたいする政策」への転化は、基本的な資本制生産関係を完全に視野から
脱落させ、資本制社会政策にかんする体制的認識の芽を摘みとることになりかねない」(二二八ページ)と批判さ
れた。

第二の政策主体の分散化は、上部集団としての国家に対する下部集団の自治優先を意味している。しかし「そ
れは社会政策を必然化する政策主体の意図や目的を軽視して、たんなる生活合理化の「手段論」や「技術論」に
転化し、あるいは政策の目的論を放棄した「機能論」に終始することになった。」いわば「社会全員による政策」
への変貌は、資本制社会政策を必然化する主体的意図の認識喪失に陥るであろう」(二二八ページ)と批判される。

大陽寺先生によれば、「下部集団のいわゆる自動的な社会政策の本質も「自助への援助」を必然化させた国家的な政策目的から、むしろ規定されるべきもの」(二五四ページ)であった。

第三の政策手段の拡大化は、「社会全員の生活保障手段」化を意味するが、それは「資本制労資関係をめぐる政策手段の軽視にみちびくとともに、資本制社会における大衆窮乏の原因とその歴史的本質とを、見失うおそれがある。」(二二九ページ)例えば、労働政策という伝統的社会政策論に固有な「政策手段領域と、国民福祉政策または社会事業の名で総括した領域とは、それぞれ独自の存在意義を与えられねばならぬとともに、社会政策と社会保障という両政策手段の相互連関ないし論理的統合は、なお未解決の課題として今後の論議にゆだねるべきものであらう」(二五五ページ)と述べている。この他に、政策手段の体系的把握について自助と国家救助との関係をどのように位置づけるか、「両者の融合原理としての「自治助成原則」と「全体福祉」優先原則との異同」(二五五ページ)も検討課題として残っている。

最後に、政策目的の形式的無内容化や、「社会全体形成のための政策」化については、社会政策に固有の「思われたる目的」の忘却と、社会全員の生活形式を形成しなおすための技術論への転落が批判された。たしかに大陽寺先生は、この新しい社会政策論からなお汲みとることができる視点として、「現代社会政策が経済政策や財政政策と密接な「同調」関係にあるという認識」をあげておられるが、しかし、その同調性の把握にさいして社会政策独自の目的を放棄し、社会全体政策の普遍的・抽象的目的に解消したことについては批判的であった。なぜなら、そこには「社会政策固有の目的の中に、関連諸政策との共通目的を加味していく途、すなわち、社会的集団関係の調整という「社会的必然性」とともに、購買力・景気維持策のごとき「経済的必然性」の再興を、どの

ように体系的に統合していくか」(二五五―六ページ)という視点が欠落していたからである。

(2) 日本型総合社会政策論の批判

日本型総合社会政策論に対する大陽寺先生の批判は、価値自由の問題、「合意」形成の問題、ソーシャル・ミニマムの問題にまどめることができる。

① 価値基準の問題

日本型総合社会政策論の第一の欠陥とみられる視点は、政策理念なり政策目的がもつばら「超経験的」に規定され、かつて内外の経済・社会政策学界で長い論争の的となってきた「経験科学」としての政策学という枠を、全く無視した議論ではないかという問題である。これまでの伝統的社会政策論では、政策目的とは資本の利害とか、労働者の要求とか、古くは半封建的勢力の願望から経験的・現実的に導出された。これに対して新しい総合社会政策では、自由と平等、公正と効率、個人主義的と集団主義的というような理想や価値基準から基礎づけられている。これに対し大陽寺先生は「かかる自由・平等・公正・効率などの理念とは、超経験的に論理構成をうけた政策目的、ないし価値基準ではなからうか。……このような超経験的原理では、政策論をヴェーバーの「価値自由」論以前の思想レベルにまで、逆行させる欠陥があるのではないか」(二六七―八ページ)という問題を指摘しておられる。ただし、自由・平等、公正・効率などの特定の理想に含まれているかのようにせん称される普遍性や客観性の粉飾も、価値自由論の根柢をなす「神々の闘争」の思想によって、その外見上の一般妥当性らしきものも単なる幻想にほかならなくなるからである。

② 「合意」形成の問題

第二の欠点と思われるものは、総合社会政策論において自由・平等・公正・効率のごとき多元的で、相互に對立し合い、トレード・オフの関係にある理念を総合するために、「合意」形成の手續きとか、相互調整への「参加」方式を力説している論点にある。従来の社会政策論では政策の目的や意図を、政策主体を形成する階級のそれからアプローチするという手法をとっていた。ここでは、政策主体の担い手が誰であり、またその担い手のいさだ政策の意図や理想は何かという視点から論理展開がなされており、政策主体の認識を何よりも第一の出発点としている。ところが、日本型総合社会政策論では、多元的な政策理念やトレード・オフの関係にある価値基準を相互調整するために、「参加」による歩み寄りと「合意」形成への集合的選択が強調される。そこでは、合意され調整さるべき政策目的は、多様な価値や理想の相関関係からきわめてファンクショナルに形成されるものとなる。先生によれば、「これは政策主体それ自体の性格と、その政策意図とを認識する手續きでは到底ありえず、たんなる多元的な価値のバランスと相互調整を、はかるだけのプロセスに還元されてしまっている。以上のような政策主体の認識喪失による機能論への転落という欠陥は、……前記の第一の疑問点と同様に、新興の広義理論がまだ政策論としての理論的基礎もわきまえない初步的誤謬を、脱却していない俗論であるといわざるをえない。」(二七〇ページ)

③ ソーシャル・ミニマムについて

第三の問題点は、総合社会政策論が政策諸目的間の矛盾調整と合意形成のために、各種の集団や個人の参加による基本理念の選択を行い、そこに「ソーシャル・ミニマム」の充足という解答を提言している点である。ソ

社会政策論の方法

シャル・ミニマムとは「ナショナル・ミニマム」の基本理念と同じく、これまで多くの社会保障論者が共通の論拠としてきた原理の代表的なものであろう。これについて先生は、「社会政策論の遺産を継承する視点から見れば、社会保障論の主張するような国民の生存権や最低生活を、なぜ現代資本主義国家が保障するのかの理由について、むしろ政策主体の本質認識を疑わせるものがある。その理由や必然性について、説得的な解答を与えてくれる社会保障論は、まだ出現していないと言つてよいのではないか。戦後日本の社会政策論を支えてきた政策主体論ないし国家論から考えれば、生存権や国民最低限という錦の御旗で、社会保障の必然性を説明しえたとみなす主張は、せいぜい「倫理国家」論か「行政国家」論への転向を意味するだけであり、現代資本主義国家の内実を忘れた常識論の域に、止まることになつてしまふのではなからうか」（二六一ページ）と批判しておられる。

(3) 政策主体と政策目的の総合化の試み

以上の批判を踏まえて、大陽寺先生は、西ドイツのゲゼルシャフツポリテイク論や日本型総合社会政策論と、伝統的な社会政策論との「橋わたし」、あるいは「政策主体と政策目的の総合化」を提唱している。しかしこの課題に応えるには、国独資論のような国家権力の経済的階級利益への「還元主義」では、社会保障論や総合社会政策論の信奉するような生存権やソーシャル・ミニマム論、とりわけその政策主体論ともいふべき「下部社会集団論」について「納得的な説明」を与えることができない。先生によれば、「国家の下部にある社会諸集団や社会的自治の諸機関の自助的ないし社会政策的活動とは、そもそもそれが「政策」の一部として位置づけられるものであるかぎり、政策それ自体の本来的な起源である国家から、その「権限」を「分担」ないし「委譲」

された枠内で、はじめて存在意義を与えられるものにほかならない。労資両集団や経営集団のいわゆる社会政策的自治とは、たとえば労資の協約制度や社会保険における共済と自治の原則にせよ、また経営参加制や所有参加制ないし財産形成政策にせよ、いずれも国家による権限の委譲ないし新設の所産以外の何ものでもない。」(二七五—六ページ)したがって「政策主体と政策目的をめぐるアポリアの解明には、下部社会集団論からの接近ではなく、むしろ積極的に国家論そのものへ肉薄してゆく試みが不可欠であろう」(二七七八ページ)と主張される。

では、生存権やソーシャル・ミニマム論を包摂するような「積極的な国家論」とは、どのような国家論でなければならぬか。大陽寺先生は、「生存権とか全体福祉という倫理的・超階級的な旗印も、現代の国家干渉主義が生み出した国家共同体を支えるための「普遍的」イデオロギーとして、あるいは、階級支配の正統性を護持するために国家的に保証すべき偽装的な権利や理念として、とらえられるのではなからうか」(二六三—四ページ)と述べている。そしてこの着想を、先生は、一九六〇年代末より一九七〇年代をつうじて、西ヨーロッパで活発化した「マルクス主義国家論のルネッサンス」論争の所産から、多大の示唆を獲得した。「ネオ・マルクス主義」者たちは、伝統的なマルクス主義にみられる国家の「経済主義」的把握、ないし階級支配のための「道具」主義的理解、さらには国家独占資本主義論における国家権力の独占資本への「癒着」ないし「従属」論に対抗して、国家干渉主義(介入主義)ないし後期資本主義のもとにおける国家の市民社会からの「相対的自律性」あるいは「一般的利益」の「中立的」な援護者の性格を主張したが、ここから大陽寺先生が導き出したものは、「かかる普遍的で独自のな社会の全成員の利益代表という超階級的な国家の自律性を、今後さらに国家論として精密化するとともに、伝統的な社会政策論の遺産を継承しつつ、いわば国家的ニード論の立場から、現代の福祉国家

や社会国家、ひいては総合社会政策の説明原理の開拓が可能になる」(二八〇ページ)ということであった。

そして、これをさらに一步を進めてフランクフルト学派系のハバマスや、オッフエらのいう国家の「正統性」の視座を援用することによって、先生は次のような論点を展開した。「後期資本主義的国家にとっては、一方では経済的推進力の弱体化に反応して、もはやそれ固有の動向にまかせられなくなった資本蓄積過程の継続を可能にし、あるいは蓄積過程の機能障害的な帰結を補償しようとする国家干渉の必要性が増大するとともに、他方では隷属的な労働者その他の組織力ある社会集団の地位改善をはかる社会改良主義的な国家介入を行うことによって、大衆の忠誠心を入力し、政治的支配の正統性を維持する必要性もまた、累増しつつあるとみられる。かくて、総合社会政策論や社会保障論の掲げる生存権とか、ミニマム論のごとき倫理的・超階級的な旗印も、右のような相対的自律性の様相を表面化しつつある現代干渉主義国家の歴史的特徴をになう普遍的イデオロギーとして、あるいは、支配の正統性の危機抑制のために、国家的に補償すべき偽装的な権利や理念として、把握すべきではなからうか。」(二八〇—ページ)

以上が、大河内社会政策論の「総資本」概念批判から始まって、日本型総合社会政策論批判にいたる大陽寺先生の社会政策方法論の一つの到達点であった。もし先生がご存命であったら、さらなる展開がありえたであろうことを予感しつつ、最後に、ここから導出される若干の論点を挙げることによって、先生がわれわれに遺された課題を見定めておきたいと思う。

第一は、国家の相対的自律性の議論についてであるが、政策主体の問題として考えるならば、具体的な国家権

力の担い手から捉える必要があるのではないかということである。⁽¹⁾ 国家機構を構成する絶対君主、上級官僚、軍部、政治指導者、大企業家、各種圧力団体の代表等の政治的影響力のある社会層は、組織として独自の権力利害関心をもつ他の社会集団、例えば、圧力団体や行政組織等と結びつきつつ、または対立しつつ社会から相対的に自律した行動パターンをとる。そこで政策主体論研究としては、少なくとも国家機構の最上部を構成する権力者集団と、そのもとで何らかの政治的影響力を持つ中間的組織と、最後に被支配者大衆について、それぞれの独自の利害関心の所在を明らかにするところからはじめなければならぬわけである。つまり、政策主体の意図と結果を必然的な因果関係としてあらかじめ測定することはできないし、また、先験的な癒着論を避けたいと思ふならば、国家と社会を構成するそれぞれの組織の政策意図とそれと結びついている社会層の相互の關係が、それらの問題状況に応じて具体的に検討される必要がある。市民社会からの国家の相対的自律性の実相を、権力關係を表す個人とその帰属する社会層から構造的に捉えることによつて、例えば、近時とみに論議されるようになってきた福祉の地方分権論あるいは地域福祉論とのかかわりが見えてくるのではあるまいか。これらの新しい研究領域を単なる技術論の枠内にとどめようとするのではない限り、政策主体論としての国家論の政策意図を考慮の外におくことはできないからである。

第二は、大陽寺先生が最後に到達した支配の「正当性」の概念が、社会政策固有の目的と言えるかどうか。言えるとしたら、それはいかなる意味においてか、という問題である。まず国家が自らの支配の「正当性」創出のための諸政策を社会政策と呼ぶなら、それは、いわば国内政策とほとんど同義であつて、社会政策固有の目的といえるかどうか、そしてそれに対応する固有な政策対象の範囲はどのように規定されるか。例えば、雇用政策、

労使関係政策、社会保障政策、社会福祉政策の領域を挙げるとしても、環境政策はどうか、いじめ問題への対応を迫られている教育政策は社会政策の対象にはなり得ないのか、という問いが直ちに返ってくるのが予想されよう。大河内理論の場合は、政策主体たる「総資本」に対応して政策対象を「労働力」政策と規定することによって、社会政策を経済政策の一部として明確な位置づけが与えられたが、社会政策に固有な、すなわち、経済政策とは異なる、もしくは経済政策と同調する政策対象を定めることは一体可能なのだろうか。

そこで、支配の「正当性」の概念をヴェーバーの「支配の社会学」からの定義を援用して、もう少し限定して捉えてみたらどのようなことになるだろうか。ヴェーバーによれば、支配の正当性とは、その最も純粋な形において、「利害状況による（とりわけ独占的地位による）支配」とは異なる「権威（命令権力と服従義務）による支配」と定義される。この場合の後者の「権威による支配」とは、この言葉の響きから、「上から」の一方的な力による支配を想定しやすいのだが、実はヴェーバー自身が、あの有名な支配の三類型を設定するにあたって誤解を避けるため慎重に読者の注意を喚起しているように、「権威による支配」は、その支配が成立するための前提として、つまり、支配者が自らの命令権力の事実上の行使を要求するために、暴力手段や利害に訴える手段による支配のほかに、これがもつとも重要な支配の手段なのだが、被支配者の側にその命令権力が正当であるという、いわゆる「正当性の信念」を創出する必要がある。そして、これこそ国家がその支配の永続的維持のために行う政策であって、社会的緊張の緩和、対立の調停、イデオロギー操作による大衆の制度的統合化を目的とする社会安定化政策であり、社会的富の増大や配分を目標とする経済政策とは異なった社会政策独自の領域として規定することができまいか、ということである。

社会の物的富の増大や再分配の問題を、経済政策が国家による生産力拡張政策や購買力・景気維持策として対応するのに対し、市場がもたらす攪乱、階級的対立の激化や貧困などの社会問題には、社会政策が国家による統制政策として対応し、これによって国家は支配の持続的な安定性を確保しようと努める。その場合、経済政策が社会安定化のための介入をその政策意図に含むことがあり得るし、逆に、社会政策が社会関係の調整によって生産力の向上を意図することもあり得るが、しかしこの双方の関係は目的と手段の関係としておさえられるべきであり、この場合には、理論的混乱を避けるために、それぞれの観点は峻別しておくことが肝要である考える。

以上、支配の「正当性」からどのような社会政策固有な目的が考えられるかを推論してみたが、われわれは、これこそ大陽寺先生がわれわれに遺された最大の課題として受け止め、今後なお一層、研究を深めていく必要があるであろう。

- (1) 拙著『ドイツ社会政策史研究―ビスマルク失脚後の労働者参加政策―』千倉書房、一九九七年、六ページ参照。
- (2) マックス・ヴェーバー著、世良晃志郎訳『支配の社会学Ⅰ』東京創文社、一九六〇年、六ページ以下。

V 大河内一男著『獨逸社会政策思想史』再編の提唱

大陽寺先生は、一九九〇年一〇月一、二日に北海道大学で開催された社会政策学会第八一回研究大会の研究報告のなかで、大河内一男教授の古典的名著『獨逸社会政策思想史』（昭和一一年刊）について、「この雄渾な大作に匹敵しうるだけの社会政策思想史の労作が、今日まで出現することがなかったためであろうか、わが社会

政策学会の大多数の傾向は、戦後の西ドイツにおける社会政策思想史研究の定説などに、ほとんど注目することさえしない状態が続いている。「もとより、大河内氏の遺された偉大な学績にたいして、筆者も心からなる敬意を表するものであるが、同時に戦後西ドイツの研究状況などを顧みるとき、さしもの古典的名著もすでに孤高の地位を独占しえなくなったことを、同学者にとつては明確化する責務が課せられていると思われる」(二八三—四ページ)と述べて、「もはや時代遅れになったと判断される問題点と書き換えまたは書き加えを必要とする部分」として、次の四点を挙げている。

第一は、大河内教授の古典的名著の中核となった講壇社会主義内の思想的分派についての見直しである。例えば、ヴァーグナーを「はたして講壇社会主義内の他の二派と並列的で主流的な意義を認めてよいのか、疑問を禁じえないものがある」(二八八ページ)と述べて、従来からのベ⁽¹⁾ゼ⁽²⁾大河内方式による三分法にたいし、新たにボルン⁽³⁾リンデンラウプ方式による二分法に基づいて「自由派」と「保守派」、「旧世代」と「新世代」、「大別してプロイセン・ドイツ的な官僚主義的・家父長的社会政策の支持派と、市民的自由を尊重する近代的社会政策の支持派」(二八九ページ)に区分する視点からの見直しを提唱しておられる。

第二は、大河内教授によるヴェーバーの「没価値性」論批判に関するものである。大河内教授は、ヴェーバーの Wertfreiheit 論を「没価値性」ないし「価値判断排除」と理解しており、戦前派のヴェーバー研究に共通する誤解を免れていないように思われる。戦後のヴェーバー研究者の間で市民権を確立した「価値自由」論の解釈に立脚すれば、大河内教授のヴェーバー批判はまったく的外れとなり、この点についても大幅な書き直しが行われなければならない。(二八五ページ)

第三は、社会学的社会政策論に対する再評価についてである。大河内教授が長年堅持してきたドイツ社会政策思想史の視野からみれば、この社会学的社会政策論はせいぜい独占資本主義下の「階級協調論」にすぎないか、またはヴェーバーの資本家的垂流である「似而非没価値性論」としてしか評価されない代物であった。これに対し大陽寺先生は、「もしこの社会学派が大河内氏の否定的解釈のように、たんに一般の失望と嘲笑を招くだけのものにすぎないならば、なぜ二〇世紀初頭より一九二〇年代までこの学派が多数の主張者を叢生させ、また第二次大戦後の西ドイツでもこれとほぼ同様の立場が隆盛となっている現実を、到底説明できなくなるのではなからうか」（二〇二ページ）と述べて、社会学的社会政策論の再評価を求めている。

第四は、キリスト教社会政策思想についてである。大河内氏の古典的名著はその中心部が「講壇社会主義の研究にあてられている」のであり、これ以外のドイツ社会政策思想、例えば「国家社会主義、キリスト教的社会改良主義、社会民主党内の修正主義など」は、個々の思想家の「孤立した現象」であるか、「思想上の単に傍系の運動であるに止まっている」とみなされた。「このために、本来のドイツ学界では伝統的に重視されてきた各種の社会政策思想の諸潮流が、脱落ないし閑却されてしまったのである。」（二八四―五ページ）そこで大陽寺先生は、大河内教授によってまったく無視されたが、しかし現代のドイツの総合社会政策論の源流の重要な一つとみなされるキリスト教社会政策論の復権を要請している。大陽寺先生は、カトリック社会政策思想の潮流として、バーダー、ケッテラー、カトリック中央党、キリスト教民主同盟、「ローテンフェルス報告書」、福音主義派としてはヴィヘルン、宮廷牧師のシュテツカー、一八九〇年代のナウマンとヴァイマル期の「ドイツ民主党」を挙げ、その系統的な研究の必要を説いておられる。

社会政策論の方法

以上、大河内教授の古典的名著について大陽寺先生が見直すべき、あるいは補足すべきと考えた四つの社会政策思想を挙げたが、最後に私は、これらに加えて、やはりドイツ社会民主党と自由労働組合、とりわけヴァイマル期の経済民主主義を挙げる必要があると思う。大河内教授のハイマン研究⁴⁾の見直しを含めて、戦後の西ドイツの被用者共同決定制度として受け継がれた経営参加や経済民主主義の同権的参加思想は、産業のみならず市民運動の分野にまで浸透しており、その社会政策思想史としての位置づけを確定することは緊喫の課題であると思われるからである。

- (1) Boese, Franz: Geschichte des Vereins für Sozialpolitik 1872-1932, Schriften des Vereins für Sozialpolitik, Bd. 188, Berlin 1939.
- (2) Born, Karl Erich: Staat und Sozialpolitik seit Bismarcks Sturz. Ein Beitrag zur Geschichte der innenpolitischen Entwicklung des Deutschen Reiches 1890-1914, Wiesbaden 1957. 鎌田武治訳『ブスマルク失脚後の国家と社会政策』法政大学出版局、一九七九年。
- (3) Lindenlaub, Dieter: Richtungskämpfe im Verein für Sozialpolitik. Wissenschaft und Sozialpolitik im Kaiserreich vornehmlich vom Beginn des "Neuen Kurses" bis zum Ausbruch des Ersten Weltkrieges (1890-1914), Vierteljahrschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beiheft 53, Wiesbaden 1967.
- (4) 大河内一男「社会政策の形而上学—エドゥアルド・ハイマンの社会政策論を評す—」『社会政策の基本問題』(大河内一男著作集 第五卷、青林書院新社、一九六九年、三一—三三ページ所収)

VI あとがき

大陽寺先生がお亡くなりになられてから、すでに二年半を経過した。先生のお葬儀の折に、体調よろしからずとうかがっていた奥様も、本年のはじめに先生の後を追うようにしてお亡くなりになられた。私は、昭和三十三年学部ゼミに入れていただいてからお亡くなりになるまでの四〇年間にわたって、先生ご夫妻には公私にわたってひとかたならぬお世話をいただいた。とりわけ、学部ゼミから大学院を経て大学に職を得た最初の学生であったため、先生には大変なご迷惑をおかけしたし、言葉に尽くせぬほどの学恩をいただいた。

私自身、先生の大きな背中を見失うまいと必死に走り続けてきた四〇年間であったが、今こうして先生の著書を手にしてみると、あらためて先生の学問研究のレベルの高さと先生の研究者としての苦悩の一端に触れる思いがして感慨無量である。おそらく先生がご存命であったら、これまでのご研究をこのような形で一書として世に問うことはお許しいただけなかったらと思う。先生のある種の完璧主義がこれまでご自身の単著の刊行を妨げたであろうと推察されるが、しかし「まえがき」でも述べたように、先生の業績の主要部分、とりわけ社会政策方法論に関わる論文を、先生のお叱りを覚悟の上で敢えてこのような形で刊行するに至ったのは、社会政策研究の現状を顧みて、先生の遺された諸論文を忘却のあなたに置き去りにしてはならないし、先生の提起された理論的諸問題を今こそ真摯に受け止める必要があると考えたからであった。

先生の社会政策研究は、戦後の社会政策本質論争における大河内理論批判にはじまり、本質論争第二期における宇野理論の段階論批判を経て、西ドイツのゲゼルシャフツポリティーク論やわが国の総合社会政策論批判に至

るまで、一貫して社会政策論における政策主体と政策対象の総合化を目指した理論構築の試みであった。とりわけ、昭和五十一年五月の『日本労働協会雑誌』第二〇六号に発表された「社会政策論における原理論と国家論」には、戦後わが国の社会政策本質論争を規定したマルクス主義経済学の方法論から、マックス・ヴェーバーの社会科学における政策学方法論へと理論的な幅を拡大していくための先生の血の滲むような苦闘の跡が窺える。今日の社会政策論の現状は、確かに本質論争の時代から大きく隔たつてはいえ、先生の苦闘からまったく切り離されたところで、新しい社会政策論を構築しようとしてもそれは単なる技術論にとどまるのがおちだろう。大陽寺先生の著作の刊行は、社会政策研究のそれだけの時代の重みをわれわれに教えてくれていると言えることであるまいか。

去る一月一日、二日の二日間にあつて、京都の同志社大学において社会政策学会百年記念大会が開催された。この大会の共通論題「社会政策学会一〇〇年——百年の歩みと来世紀にむかつて——」の第三討論者として大陽寺ゼミ出身の高田一夫一橋大学教授が「本質論争から労働経済学へ」と題する報告を行ったほか、書評分科会V（社会政策学の歴史）では、同じく大陽寺ゼミ出身の木村周市朗成城大学教授の座長のもとで、私が本書の報告を行い、村橋克彦横浜市大教授、臼井英之成城大学教授が参加された。大陽寺先生が研究者としての活動をこの学会の発展のために尽くされたことを思えば、先生亡き後、弟子たちがこのような形で学会活動にかかわることになったのは、われわれが今後取り組むべき課題の方向性を指し示したものとしか私には考えられないのである。

最後に、本稿は故大陽寺順一先生のご遺徳を偲ぶために執筆したものであるが、生前の先生を一番よくご存知

であった池田浩太郎教授の退任記念号に掲載させていただく機会が与えられたことは、私としては望外の喜びである。この場を借りて、私が成城大学経済学部就任して以来、三〇年余にわたって大変お世話になったばかりでなく、学問に携わる者の心構えを教えていただいた池田浩太郎先生に対し心より御礼を申し上げたい。

(一九九七年十一月五日 記)